

感対第68号
令和5(2023)年5月2日

高齢対策課長
障害福祉課長
こども政策課長

} 様

感染症対策課長

「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」の一部改正について（依頼）

このことについて、別添の令和5年4月28日付け国通知により、「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」（平成17年2月22日付け健発第0222002号、薬食発第0222001号、雇児発第0222001号、社援発第0222002号、老発第0222001号厚生労働省健康局長、厚生労働省医薬食品局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長通知）の一部改正及び新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が当該通知における「感染症」に含まれる考え方が示されました。

つきましては、貴課所管の社会福祉施設等に対し、下記の留意事項も含め周知くださいますようお願いいたします。

記

- 1 感染症等（新型コロナウイルス感染症含む）発生時の対応に関する留意事項
 - (1) 施設からの報告基準（※次のア～ウのいずれかの場合、報告をお願いします。）
 - ア 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合
 - イ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
 - ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合
 - (2) 報告先
市町の社会福祉施設等主管部局及び管轄保健所
 - (3) 報告内容
市町の社会福祉施設等主管部局には迅速に人数、症状、対応状況等を報告してください。
管轄保健所には別添様式（栃木県感染症対応マニュアル 様式105号）を用いて報告ください。
- 2 その他
日頃の感染対策は重要であるため、引き続き対応をお願いします。
なお、施設における感染対策の相談については、報告基準に関わらず管轄保健所で対応しますので、御相談ください。

感染症対策担当 感染対策G

TEL : 028-623-2841 FAX : 028-623-3759